

家畜衛生情報 No.5 令和2年 5月 25日



西北地域県民局地域農林水産部 つがる家畜保健衛生所

津軽地区家畜衛生推進協議会

つがる市木造若竹 2-1

TEL 0173-42-2276 FAX 0173-42-6087

家畜伝染病予防法の改正により、 すべての家畜所有者に飼養衛生管理者の選任が 義務づけられます！

■ 飼養衛生管理者とは・・・

・ 衛生管理区域における飼養衛生管理の責任者

・ 衛生管理区域ごとに 1 人選任

※所有者自ら管理者になることも可能です。

※「飼養衛生管理者」制度に関するQ&A集を同封しますのでご一読ください。

飼養者のみなさまへのお願い

期日までに以下の内容をつがる家保までお知らせください！

※飼養衛生管理者は、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥の所有者で
あれば全ての方に選任義務があります。ペットや研究用、動物園での公開
用として飼養している場合も選任が必要です！

■ 締め切り 令和2年7月1日（水）

■ 報告していただきたい内容

各家畜の所有者が選任した飼養衛生管理者の

① 氏名

② 住所

③ 連絡がつく電話番号

④ メールアドレス

※メールアドレスをお持ちでない場合は、

家族や組合など、すぐ連絡がつく方のメールアドレス

⑤ 管理する農場名と衛生管理区域名

⑥ 衛生管理区域の代表住所

※ご連絡いただいた個人情報については、家畜衛生に関する情報の共有及び飼養衛生管理者制度の運用等の改善のみを目的として利用しそれ以外の目的では利用いたしません。

■ 報告先：つがる家畜保健衛生所

別紙様式で、以下のいずれかの方法でご連絡ください。

① FAX 0173-42-6087

② 郵送 038-3151 つがる市木造若竹 2 番地 1
つがる家畜保健衛生所 木村 宛

③ メール 木村 宛 tsu-kaho@pref.aomori.lg.jp

家畜伝染病予防法の改正について

国内での豚熱（CSF）の発生及びアジア地域におけるアフリカ豚熱（ASF）の発生拡大を受け、家畜伝染病予防法の一部が改正され、飼養衛生管理者の基準が改正されました。

しっかり
消毒！

■改正のポイント

- ① 衛生管理区域又は汚染された畜舎・倉庫等に
出入りする際には消毒を行う。
- ② 家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに飼養衛生管理に係る責任者を選任する。
- ③ まん延防止措置として、都道府県知事は家畜の所有者に対し飼養衛生管理基準の遵守について、**指導・助言を経ないで緊急に勧告・命令できる。**
- ④ 都道府県知事は、飼養衛生管理基準の遵守に係る**命令違反者を公表できる。**
また、国は都道府県における飼養衛生管理の状況等について、**積極的に公表できる。**
- ⑤ 飼養衛生管理に関する**罰則を強化**する。
- ⑥ 野生動物で悪性伝染性疾病の感染が発見された場合、**発見場所等の消毒や通行制限、**
周辺農場等に対する**家畜の移動制限、**
飼料業者・運送業者等関連事業者の
倉庫・車両の消毒などの措置を行う。
- ⑦ **予防的殺処分**の対象疾病に**アフリカ豚熱（ASF）**を追加。



飼養している家畜に異状が見られたらつがる家保へ連絡を！

つがる家畜保健衛生所（平日 8:30～17:15）

0173-42-2276

緊急用携帯（平日 17:15 以降、土日祝日）

090-8788-7459

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案の概要

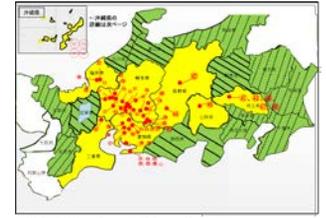
背景・趣旨

- 平成30年9月に我が国で26年ぶりに発生が確認されたC S F (豚熱) については、同病に感染した野生イノシシによって広域に病原体が拡散し、現在に至ってもなお終息に至っていない。
- このため、野生動物の感染に対する対策を強化するとともに、農場における飼養衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾患の発生を予防及びまん延の防止を図る必要。
- 加えて、一昨年以降、アジア地域においてA S F (アフリカ豚熱) の発生が急速に拡大し、我が国への侵入脅威が一段と高まっているため、畜産物の輸出入検疫を強化し、同病を含む悪性伝染性疾患(※)の侵入防止を徹底する必要。

※ 特に病原性が高く、伝播力の強い伝染性疾患である、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、C S F、A S F、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザをいう。

■ C S F の発生状況

(R2 2/2時点)



■ A S F の発生状況

(R2 2/5時点)



法案の概要

議員立法で措置(ASF関連に限る)

- 1 家畜の伝染性疾患の名称変更 (豚熱、アフリカ豚熱、その他) 【改正後第2条第1項の表等】
- 2 家畜の所有者・国・都道府県・市町村・関連事業者の責務の明確化 【改正後第2条の2から第2条の4まで】
- 3 飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充
 - ① 衛生管理区域に入る者にも又は汚染された畜舎・倉庫等から出る者にも課せられている消毒義務を、当該施設どちらも出入りする者に課すよう措置。【改正後第8条の2、第28条等】
 - ② 家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに、飼養衛生管理に係る責任者を選任する制度を創設。【改正後第12条の3の2】
 - ③ 飼養衛生管理の指導等に係る指針(国が策定)・計画(都道府県が策定)の制度を創設。【改正後第12条の3の3及び第12条の3の4】
 - ④ まん延防止措置として、都道府県知事は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守について、指導・助言を経ないで緊急に勧告・命令できるよう措置(併せて、国の都道府県知事に対する指示の対象事務に追加)。【改正後第34条の2(改正後第47条)】
 - ⑤ 都道府県知事は、飼養衛生管理基準の遵守に係る命令違反者を公表できるよう措置するとともに、国は、都道府県における飼養衛生管理の状況等について、積極的に公表できるよう措置。【改正後第12条の7】
 - ⑥ 飼養衛生管理に関する罰則を強化。【改正後第63条、第66条、第69条、第70条等】
- 4 野生動物における悪性伝染性疾患のまん延防止措置の法への位置付け(併せて、国の都道府県知事に対する指示の対象事務に追加)
 - ① 野生動物における悪性伝染性疾患の浸潤状況調査、経口ワクチン散布等を法に位置付け。【改正後第31条第2項等】
 - ② 野生動物で悪性伝染性疾患の感染が発見された場合にも、発見された場所等の消毒や当該場所その他の場所との通行制限、周辺農場等に対する家畜の移動制限、飼料業者・運送業者等関連事業者の倉庫・車両の消毒などの病原体拡散防止措置が実施できるよう措置。【改正後第25条の2、第26条、第28条の2等】
- 5 予防的殺処分の対象疾患の拡大【改正後第17条の2】
 - ① 予防的殺処分の対象疾患にA S Fを追加。
 - ② 野生動物で口蹄疫又はA S Fの感染が発見された場合にも、予防的殺処分が実施できるよう措置。
- 6 家畜防疫官の権限等の強化
 - ① 出入国者の携帯品中の畜産物(肉・肉製品)の有無を、家畜防疫官が質問・検査できるよう措置。【改正後第40条第5項及び第45条第5項】
 - ② 輸出入検疫の結果、発見された違反畜産物について、家畜防疫官が廃棄できるよう措置。【改正後第46条第4項】
 - ③ 動物検疫所長は、輸出入検疫に係る事務を円滑に行うため、船舶・航空会社や海・空港の管理者等に対して必要な協力を求めることができるよう措置。【改正後第46条の4第1項】
 - ④ 輸出入検疫に関する罰則を強化。【改正後第63条、第69条等】

衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者の選任が義務付けられます。

<ポイント>

- 令和2年4月3日に、飼養衛生管理基準の遵守を一層徹底することなどを目的とした、家畜伝染病予防法の一部改正法が公布されました。
- この法律により、**令和2年7月1日**に、**全ての家畜の所有者※**の皆様に、「**飼養衛生管理者**」の**選任**が**義務付け**られます。

※ 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥の所有者

<「飼養衛生管理者」とは>

- 飼養衛生管理者は、衛生管理区域における、**飼養衛生管理の責任者**です。
- **衛生管理区域ごとに1人選任**していただきます。 ※所有者自ら管理者となることも可能です。
- 選任された飼養衛生管理者には、**以下の業務**を行っていただくことで、従業員など**家畜に普段から接する全ての方が**、飼養衛生管理基準を理解し、**適正な飼養衛生管理を実施**いただき、**家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止を徹底**したいと考えています。

① 衛生管理区域に出入りする者の管理
(チェック・指導等)

② 衛生管理区域の従業員への飼養衛生管理基準の周知・教育等

③ 国・都道府県から共有される家畜衛生に関する情報を踏まえた対応

<「飼養衛生管理者」を選任すると・・・>

- 今後、国・都道府県において飼養衛生管理者の**メーリングリスト**を整備し、**随時、家畜衛生に関する情報や飼養衛生管理に関する研修会の情報**をお送りします。
- これにより、常に**最新の情報、正確な情報**が得られるようになることで、**家畜に接する全ての方にこれらの情報が行き渡るようになり、家畜の伝染性疾病の発生の的確な予防とまん延の防止を徹底**できるようになります。

<お願い>

- **令和2年7月1日まで**：
衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を選任し、**最寄りの家畜保健衛生所**まで以下の事項を**ご報告**ください。

<報告事項>

選任する飼養衛生管理者の①氏名、②住所、③電話番号、④メールアドレス、⑤管理する農場名と衛生管理区域名、⑥当該衛生管理区域の代表住所

※ ご登録いただいたメールアドレス等の個人情報については、家畜衛生に関する情報の共有及び飼養衛生管理者制度の運用等の改善のみを目的として利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

「飼養衛生管理者」制度に関するQ&A

Q1：「飼養衛生管理者」は何のために選任するのですか。

- **飼養衛生管理**は、普段から家畜と接している、家畜の所有者や従事者**全ての方が適切に実施することではじめて効果があるもの**です。
- 一方で、平成30年9月以降のCSF発生事例においては、ウイルスの特性に合わせた消毒方法の周知など、**最新の家畜衛生に関する情報や知見を迅速に現場の皆様にお知らせできず、適切な衛生管理の実施を十分に促すことができなかったという反省**があります。
- また、一部の家畜の所有者の皆様にも、**飼養衛生管理基準**について正しくご理解いただけていない例もあったのではないかと考えています。
- このため、衛生管理区域ごとにきめ細やかに情報提供をし、家畜に接する**全ての皆様**が**適正な飼養衛生管理**を実施し、**家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止を徹底**すべく、**飼養衛生管理者制度**を新設しました。

Q2：飼養衛生管理者の具体的な業務イメージが湧きません。結局何をすればよいのですか。

- 飼養衛生管理者の業務は主に3つです。

① 衛生管理区域に出入りする者の管理（チェック・指導等）

- 衛生管理区域に出入りする者（従事者・運送業者等）が、衛生管理区域に入る際、きちんと靴を履き替えているか、消毒しているか等、**飼養衛生管理基準の遵守**をしているかチェックし、**遵守していない場合には指導**していただきます。

② 衛生管理区域の従業員への飼養衛生管理基準の周知・教育等

- 飼養衛生管理者の皆様には、原則として都道府県等が開催する飼養衛生管理に関する研修会にご参加いただき、その理解を深めていただきたいと思います。その上で、**研修会で得た情報等**を、**衛生管理区域内の従事者に共有**し、その**理解を醸成**していただきたいと思います。

③ 国・都道府県から共有される家畜衛生に関する情報を踏まえた対応

- 今後、国・都道府県において、**飼養衛生管理者のメーリングリスト**を構築します。このメーリングリストを活用し、**疾病の発生時に疫学的情報やその疾病の特性に応じた適正な消毒方法等**の家畜衛生に関する知見をお知らせするほか、**飼養衛生に関する研修会の開催情報等**を共有しますので、それらの情報に即して、**適時適切に対応**していただきたいと思います。

Q3：「衛生管理区域」とは何ですか。

- **衛生管理区域**とは、病原体の侵入やまん延を防止するために衛生的な管理が必要となる区域として、**家畜の所有者の皆様が農場に設定している区域**をいいます。
- ※ 一般的には**畜舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫及び生乳処理室等を含む区域が衛生管理区域**になります。なお、個別の農場によって異なるところもございますので、詳細は最寄りの家畜保健衛生所にご相談ください。

「飼養衛生管理者」制度に関するQ&A

Q4：家畜の所有者（経営者）が自ら飼養衛生管理者となることはできないのですか。

- 家畜の所有者ご自身が、実際に家畜に接する従事者などが適正に飼養衛生管理を行っているかをチェックし、指導することができる衛生管理区域については、自ら飼養衛生管理者になることは可能です。

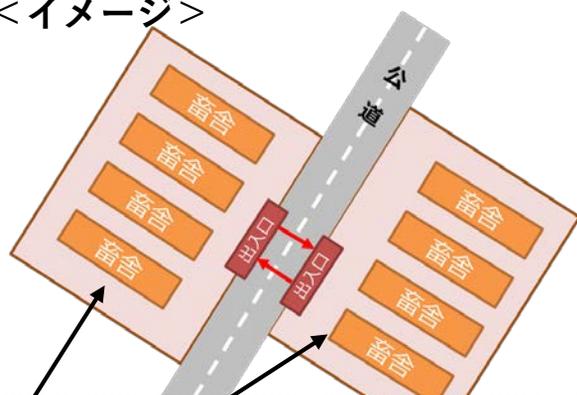
Q5：飼養衛生管理者に資格はいりませんか。

- 特段の資格要件はございません。
- 一方で、選任される飼養衛生管理者については、家畜の飼養に従事している者の中でも、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な方が望ましいと考えています。

Q6：全ての衛生管理区域に別々の飼養衛生管理者を選任しなければならないのですか。

- 原則として、衛生管理区域ごとに、別の飼養衛生管理者を選任いただきたいと考えております。
- 一方で、右のイメージのように、複数の衛生管理区域が一体的に管理されており、**適正な衛生管理の実施に支障がないと考えられる場合**には、同じ方を選任していただいても結構です。

<イメージ>



適正な衛生管理の実施に支障がないと考えられる場合とは、例えば、公道を挟んで畜舎が分かれているものの、事実上、同一の者が一体となって飼養管理をしているケースなど

Q7：畜産農家ではなく、ペットや研究用、動物園での公開用として牛、豚、馬、鶏等を飼養している場合でも、選任しなければならないのでしょうか。

- 飼養衛生管理者は、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥の所有者（※）であれば、全ての方に選任義務があります。

※ 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者

- このため、1頭（羽）でも対象動物（※）を飼養している場合、例え畜産農家ではなく、ペットや研究用、動物園の公開用であっても選任義務があります。

「飼養衛生管理者」制度に関するQ&A

Q8：飼養衛生管理者はどのように報告するのですか。また、変更があった場合にはどうすればよいですか。

- 令和2年度については、都道府県から別途お示しする様式に、選任する飼養衛生管理者の①氏名、②住所、③電話番号、④メールアドレス、⑤管理する農場名と衛生管理区域名、⑥当該衛生管理区域の代表住所を記載の上、**令和2年7月1日まで**に最寄りの家畜保健衛生所までご提出ください。
- なお、変更があった場合には、**変更後速やかに、変更前の飼養衛生管理者の氏名に加え、変更後の飼養衛生管理者の上記①～⑥の事項を家畜保健衛生所までご報告ください。**

※ 令和3年度以降は、毎年都道府県にご提出いただいている、家伝法第12条の4に基づく定期報告書によりご報告いただく予定です。

Q9：なぜ飼養衛生管理者の連絡先を登録しなければならないのですか。登録したくない場合には、拒否することもできますか。

- 国・都道府県では、**メーリングリスト**を活用し、**家畜衛生に関する情報を適時共有**することで、家畜の伝染性疾病による被害を最小限に抑えたいと考えており、**連絡先の登録については必須**とさせていただきます。
- また、疾病発生時においても、**迅速かつ確実に情報をお知らせ**できるよう、FAXや郵送ではなく**Eメールによる情報共有を原則**とします。
- なお、**メールアドレスやEメールを閲覧できる機器**をお持ちでない場合は、それらの取得に努めていただくようお願いいたします。難しい場合は、Eメールの内容を**飼養衛生管理者に確実に伝達**することにご協力いただける**ご家族や所属する生産者団体等**が管理する**メールアドレス**をご登録ください。

Q10：飼養衛生管理者になると何か特別の責任を負うのでしょうか。また、仮に飼養衛生管理者を選任しなかった場合に、家畜の所有者に罰則が科されるのでしょうか。

- **飼養衛生管理者は、責任を持って、Q2の業務**を実施する必要があります。
- 飼養衛生管理者を選任しなかった場合は、場合によっては、**飼養衛生管理基準の不遵守に該当することもあり得るところ、遵守命令違反の場合、100万円以下の罰金**が科されるほか、**氏名の公表**が行われる可能性があります。
- また、**定期報告**において、**飼養衛生管理者の氏名、連絡先等**を報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、**30万円以下の過料**が科される可能性があります。